

「電波有効利用成長戦略懇談会」開催要綱(案)

1 目的

我が国においては、これまで、周波数をより有効に利用するための情報公開や周波数移行・再編等に資する取組の推進を図ってきたところであるが、昨今、公共用周波数を含め、電波の更なる有効利用に資する取組の必要性が提起されている。

こうした状況を踏まえて、公共用周波数の有効利用推進方策に加えて、今後の人口減少や高齢化等の社会構造の変化に対応するための電波利用の将来像やそれらを実現するための方策を明らかにするとともに、長期的な展望も視野に入れた電波有効利用方策について検討を行うことを目的として、本懇談会を開催する。

2 名称

本懇談会は、「電波有効利用成長戦略懇談会」と称する。

3 検討事項

- (1) 公共用周波数の有効利用を推進する方策
- (2) 電波利用の将来像及びそれらを実現するための方策
- (3) 今後の電波の有効利用のための方策

4 構成及び運営

- (1) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本懇談会に、座長及び座長代理を置く。
- (3) 本懇談会は、座長が運営する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、本懇談会の検討を促進するため、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本懇談会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本懇談会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。
- (3) 本懇談会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 開催期間

本懇談会の開催期間は、平成29年11月から平成30年夏頃までを目途とする。

7 庶務

本懇談会の庶務は、総合通信基盤局電波部電波政策課において行う。

「電波有効利用成長戦略懇談会」構成員 一覧

(敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順)

(座長)	多賀谷 一照	獨協大学法学部教授
(座長代理)	三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹
	大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員法務部長
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	関口 和一	株式会社日本経済新聞社編集委員
	高田 潤一	東京工業大学環境・社会理工学院教授
	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授
	藤原 洋	株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長 CEO
	森川 博之	東京大学大学院工学系研究科教授